

「通関手続ドリル」正誤表

ページ	場所	正	誤
217	解答 578	<p>解答 578 ×</p> <p>関税法第 69 条の 13 の規定に基づく申立てに係る貨物についての認定手続を取りやめることができるのは、損害の賠償を担保するため供託を命じられた申立人が、当該供託をしないときで、かつ当該供託をしないで損害の賠償に充てるものとして所要の金銭が当該申立人のために支払われる旨の契約を締結し、その旨の届け出をしないときです。</p> <p>根拠規定: 根拠規定: 関法 69 条の 15 第 10 項</p>	<p>解答 578 ○</p> <p>根拠規定: 関法 69 条の 15 第 10 項</p>